

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月17日
【会社名】	K L a b株式会社
【英訳名】	K L a b I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真田 哲弥
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-4500-9077
【事務連絡者氏名】	取締役 IR室長 中野 誠二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-4500-9077
【事務連絡者氏名】	取締役 IR室長 中野 誠二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,090,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	79,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 本株式については、平成25年7月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	79,500株	100,090,500	50,045,250
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	79,500株	100,090,500	50,045,250

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、50,045,250円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,259	629.5	100株	平成25年8月2日（金）	-	平成25年8月2日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内にOakキャピタル株式会社（以下「Oakキャピタル」といいます。）に対する第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関する「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 申込期間内に、割当予定先であるOakキャピタルとの間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
K L a b株式会社 経営管理部法務グループ	東京都港区六本木六丁目10番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,090,500	1,300,000	98,790,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用(1,000,000円)、信託銀行費用(300,000円)の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記手取金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。また、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
新規モバイル・オンライン・ゲームの企画及び開発に係る人件費	98,790,500	平成25年8月～平成26年1月

当社は、平成25年4月12日に公表した「第2四半期連結業績予想値と決算値の差異および通期連結業績予想の修正ならびに役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載したとおり、新作ゲームのリリース遅延により、一時的に業績が悪化し、通期連結業績予測の修正を行うこととなりました。しかし、その後、平成25年6月18日に当社ホームページに開示した「KLab, 2013年5月 単月黒字化のお知らせ」に記載したとおり、平成25年4月より提供を開始した『ラブライブ! スクールアイドルフェスティバル』や当社の子会社が提供する『幽遊白書 -魔界統一最強バトル-』などの新作ゲームのヒット、既存作の堅調な推移、外注費を中心としたコスト削減を計画以上のスピードで推進したことにより、業績は急回復し、平成25年5月単月で営業利益の黒字化を達成しております。

上記のような環境の中、当社としては引き続きコスト削減策を進めていく一方で、中長期的な視点からは、競争が激化しているモバイル・オンライン・ゲーム市場において、新作ゲームの開発を強化して進めていくことにより、更なるシェアの拡大を図ることが、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。そのような観点から、手取金の使途については、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費に充当することを予定しております。

なお、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載のとおり、平成25年7月17日付の取締役会決議により、本新株の第三者割当と並行して、Oakキャピタルに対する第三者割当による新株予約権の発行を決議しており、かかる新株予約権の発行による差引手取概算額559,159,230円についても、新規モバイル・オンライン・ゲームの企画及び開発に係る人件費に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年7月17日付の取締役会決議により、本第三者割当増資と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を決議しております。

（第三者割当による新株式の発行）

（１）払込期日	平成25年8月2日
（２）株式の種類及び数	普通株式241,600株
（３）発行価格	1株当たり1,134円
（４）発行価額の総額	273,974,400円
（５）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：株式会社博報堂

（第三者割当による新株予約権の発行）

（１）払込期日	平成25年8月2日
（２）割当日	平成25年8月2日
（３）新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式436,900株（1個当たり100株）
（４）新株予約権の総数	4,369個
（５）発行価格	1個当たり2,770円（1株当たり27.70円）
（６）発行価額の総額	12,102,130円
（７）行使価額	1株当たり1,259円
（８）行使期間	平成25年8月5日から平成27年8月4日まで
（９）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当 割当予定先：Oakキャピタル株式会社

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第152期 （自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 平成25年6月25日 関東財務局長に提出

（注）割当予定先の概要は、平成25年7月17日現在のものです。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
人事関係		該当事項はありません
資金関係		該当事項はありません
技術又は取引関係		該当事項はありません

（注）当事会社間関係は、平成25年7月17日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

資金調達の方法としては、代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の資金ニーズは比較的少額であり、公募増資による方法は、調達金額に比べてコストが高く、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による方法は、事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、現時点における資金調達方法として最適であると判断いたしました。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

割当予定先のO a k キャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。O a k キャピタルは、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富です。また、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は、平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。

また、O a k キャピタルは、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことから、平成25年5月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、O a k キャピタルが、上記の投資方針の下で、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、本新株及び新株予約権を同社に割当てる手法を提案したことに加え、他の証券会社や投資会社に比べ同社が迅速に意思決定を行い、資金調達のタイミング及び金額に係る当社のニーズを充足する条件を提案したこと等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

79,500株

e. 株券等の保有方針

本新株について、当社とO a k キャピタルとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

O a k キャピタルは、本新株を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

なお、当社は、O a k キャピタルより、本第三者割当増資の払込期日より2年間、本新株の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当社が当該報告内容等を証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成25年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた個別財務諸表及び平成25年6月末現在の個別貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。

さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が暴力団等とは関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年7月16日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値1,259円としております。

当該発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である1,211円(円未満切捨て)に対しては、3.96%のプレミアム、同直前3ヶ月間の終値の平均値である841円(円未満切捨て)に対しては、49.70%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値の平均値である658円(円未満切捨て)に対しては、91.34%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

当社監査役全員も、発行価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠しており、特に有利な発行価格には該当せず、適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によって発行される株式数は79,500株(議決権の数は795個)であり、また、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の発行数と新株予約権の目的となる株式の数を合計した株式数は678,500株(議決権の数は6,785個)です。これらを合算すると、発行される株式数は758,000株(議決権の数は7,580個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数30,052,500株(議決権の総数は291,524個)に対して2.52%の割合(議決権の総数に対する割合は2.60%)で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株の第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有株式 数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
真田哲弥	東京都江東区	3,897,500	13.37%	3,897,500	13.03%
ドイチェ バンク アーゲー ロンド ン ピービー ノン トリティー クラ イアンツ 613	東京都千代田区永 田町二丁目11番1 号山王パークタ ワー	1,328,600	4.56%	1,328,600	4.44%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本 橋茅場町一丁目2 番10号	938,900	3.22%	938,900	3.14%
ザ バンク オブ ニューヨーク メ ロン アズ エー ジェント ビーエ ヌワイエム エイ エス イーエイ ダッチ ペンショ ン オムニバス 140016	東京都中央区月島 四丁目16番13号	850,000	2.92%	850,000	2.84%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 一丁目6番1号	682,500	2.34%	682,500	2.28%
セガサミーホール ディングス株式会 社	東京都港区東新橋 一丁目9番2号汐 留住友ビル21階	675,000	2.32%	675,000	2.26%
O a kキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八 丁目10番24号			516,400	1.73%
日本トラスティ・ サービス信託銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	457,500	1.57%	457,500	1.53%
ビーエヌワイエム エスエーエヌブ イ ビーエヌワイ エム クライアン ト アカウント エ ムピーシーエス ジャパン	東京都千代田区丸 の内二丁目7番1 号決済事業部	456,167	1.56%	456,167	1.53%

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有株式 数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
ジェーピー モル ガン チェース バ ンク 385181	東京都中央区月 島四丁目16番13 号	445,900	1.53%	445,900	1.49%
ゴールドマン・ サックス・アンド ・カンパニーレ ギュラーアカウ ント	東京都港区六本 木六丁目10番1 号	435,700	1.49%	435,700	1.46%
計		10,167,767	34.89%	10,684,167	35.73%

(注) 1. 自己株式は、上記「第三者割当後の大株主の状況」からは除外しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年5月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年5月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資による新株式の発行数並びに上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の発行数及び新株予約権の目的となる株式の数を加えた株式数によって算出しております。

4. 割当予定先については、本新株及び上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株予約権の行使により取得する株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）
平成24年11月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）
平成25年1月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）
平成25年4月12日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第3四半期（自 平成24年3月1日 至 平成25年5月31日）
平成25年7月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年11月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年7月16日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券届出書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

K L a b株式会社本店
（東京都港区六本木六丁目10番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。